

著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入と 出版権制度との関係

第2回本ワーキングチーム資料2の9頁においては、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入と出版権制度との関係について、以下のとおり整理していた。

2. 出版権制度との関係について

出版権は、著作権者の出版権設定行為に基づいて発生する用益物権類似の権利である。出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、権利の全部または一部を専有することとされており（第80条第1項）、出版権が設定された範囲については排他的な著作物の利用権限を有することとなる。

出版権は、設定行為に基づいて発生するものであるが、その設定については登録をしなければ第三者に対抗することができない（第88条第1項第1号）。

これに対し、利用許諾に係る権利について当然対抗制度が導入された場合には、著作権者から差止め等を受けることのない地位については、（対抗要件を備えることなく）第三者に対抗することができることとなる。

この利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録出版権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位については登録なくして対抗できることとなるかが問題となり得る。具体的な場面としては、出版権が設定されたが、出版権の設定について登録されていない状況において、著作権者が第三者に対して著作権を譲渡したという場面が考えられる。

この点については、著作権法上、利用許諾に係る権利と出版権については、それぞれ異なる性質を持った別個の権利として規定されていることから、利用許諾に係る権利の当然対抗制度は出版権には当然には適用されないものと考えられる。また、出版権が排他的な権利であることを前提として、出版権者は出版の義務（第81条）を負うことや著作権者による出版権の消滅請求に関する規定（第84条）があるなど著作権者と出版権者との間には特別な法律関係が形成されていると考えられることから、出版権のうちの一部の地位についてのみ当然に第三者に対抗することができることは妥当ではないと考えられる。

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録出版権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位について登録なくして対抗できることとはならないものと考えられる。

第2回本ワーキングチームにおいては、上記の整理に対し、賛成する意見もあった一方で、複数の委員から、利用許諾に係る権利については、（登録なくして）当然に対抗することができて、利用が継続できるにもかかわらず、出版権については、登録をしていなかった場合には非排他的な利用の継続もできなくなるとすれば、出版権者の保護に欠けるのではないかとの意見が示された。

【上記の整理に賛成する意見】

- ・ 利用許諾という債権の当然対抗に関する議論をしており、出版権としては当然対抗を認めるのは難しい。もっとも、出版権設定契約に出版許諾契約が事実上包含されると言える場合には、出版権としては保護されないけれども、その裏にある出版許諾契約が保護されることになると考えられる。出版権設定契約には実際には最低限出版

許諾は含まれているというような合理的解釈ができるのであれば、そのような保護があり得る。

- ・ 利用許諾の当然対抗制度といっても、利用許諾が存在することが前提となるものであって、利用許諾が存在しないのにそれに類似する利益状況があれば、利用許諾があったものと合意を擬制してこれを対抗できるようにしようというところまで当然対抗制度の趣旨には入ってこないのではないか。出版権設定契約とは別に、明示又は黙示に利用許諾が存在していたことの主張・立証に成功すれば、その利用許諾は当然対抗制度の対象となるので、問題はないのではないか。

【上記の整理のみを示すだけでは出版権者の保護に欠けるのではないかという意見】

- ・ 出版権の登録をしようと思えばできるにもかかわらず登録をしていないのが悪いと割り切れればこの結論で良いと思うが、出版権の設定登録はほとんどなされていないのが現状。そうすると、通常の利用許諾であれば当然対抗になるのに、未登録出版権の場合は全く対抗ができなくなるというのはバランスが悪いのではないか。未登録出版権についても、非独占の範囲では利用を継続できるという結論の方がバランスが良いのではないか。
- ・ 出版権設定契約の裏側に出版許諾契約があつて、その部分が残るという考え方を採らないと、出版権設定契約をする人がいなくなってしまう。その部分について何らかの対処をしなければいけないのではないか。
- ・ 現実的に登録が難しいということであれば、上記整理のような解釈でよいのかが問題となる。当然対抗制度は、ライセンスを受けた人の安定性の確保と譲受人の不利益が大きくないことが考慮されているところ、出版権の設定を受けた者についてもその安定の確保が求められると考えられるし、譲受人の不利益を考えても、独占的な出版権の対抗を受けることになってはいけなくとも、非排他的な利用権の部分だけは対抗できるという制度にすることはあり得ないものではないかもしれない。

これらの意見の他に、出版権者の保護に関しては、出版権設定契約を締結する当事者の合理的意思として、出版権者に対して利用を許諾する意思も有していると解釈することはあり得るもので、当該利用許諾に係る権利が当然対抗制度によって保護され得るとの意見も示された。

- ・ 出版権は物権契約である出版権設定契約に基づいて設定されると考えるとしてもその背後に債権債務関係を発生させる債権契約がされているとみることができる。その債権契約において、出版権の設定を第三者に対抗することができないときは、利用許諾に係る権利を第三者に対抗することができるように、その限りで利用許諾もされているとみることが、当事者の合理的意思にかなうこともあり得るのではないか。

以上の第2回本ワーキングチームの議論を踏まえると、利用許諾を受けた利用者の保護と出版権者の保護のバランスの観点から、未登録出版権についても非排他的な利用の限度で登録なくして利用を継続することができるよう制度的な措置を講じる必要があるのかが問題となり、その検討に当たっては、出版権とは別に存在する利用許諾に係る権利による保護の可能性があるのかも含めて検討を行う必要がある。

この点について、出版権者は、出版権について登録がなされるまでの間に、著作権の譲渡が行われ、登録がなされた場合には、利用の継続ができなくなる。このような事態に備

えて、著作権者は、出版権の登録の前に著作権の譲渡について登録がされた場合であっても、出版権者に利用を継続させることを目的として、利用許諾権原に基づく利用許諾（出版許諾）を行う、ことも可能であると考えられる。そして、利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合には、上記の出版権とは別個の権利である利用許諾（出版許諾）に係る権利は当然に保護されることとなる。

上記のとおり、出版権と利用許諾に係る権利の性質の差異、出版権が排他的な権利であることを前提とした著作権者と出版権者に関する特別の法律関係を踏まえると、出版権のうちの一部の地位についてのみ第三者に対抗することを認めることについては慎重な検討が必要であると考えられる。また、出版権者はその権利の性質から登録をしなければ自らの権利を第三者に対して対抗することができないという制度とされており、出版権者はそのことを前提として出版権の設定を受けることから、出版権を登録していなかった場合にその地位を一定の範囲で保護しなければ、制度としてバランスを欠くということにはならないものと考えられる。一方で、出版権者については、（出版権としての保護ではないものの）上記の利用許諾に係る権利による保護がされ得るところ、出版権設定契約を締結した当事者の合理的意思として、出版権設定行為とは別に利用許諾が存在すると考えることが可能であるとの意見も示されたところであり、著作権譲渡の登録の前に出版権の設定について登録していなかった場合であっても、明示又は黙示の利用許諾（出版許諾）による保護が期待できる。

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入に伴って、出版権のうち差止等を受けることがない地位については（登録なくして）当然に対抗することができるという制度とするのは権利の性質等から困難である一方で、そのような制度を設けなかったとしても、制度として出版権者の保護に欠けるということにはならず、実際上も出版権者は（出版権とは別個の権利ではあるが）利用許諾に係る権利による保護を受け得るため、実際上も出版権者の保護に欠けることとはならないものと考えられる。

したがって、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入に伴い、出版権との関係で制度的な措置は講じないのが適当であると考えられる。

審議経過報告書の記載（案）

（３）著作権制度との関係

著作権は、著作権者の著作権設定行為に基づいて発生する用益物権類似の権利である。著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、権利の全部または一部を専有することとされており（第80条第1項）、著作権が設定された範囲については排他的な著作物の利用権限を有することとなる。

著作権は、設定行為に基づいて発生するものであるが、その設定については登録をしなければ第三者に対抗することができない（第88条第1項第1号）。

これに対し、利用許諾に係る権利について当然対抗制度が導入された場合には、著作権者から差止め等を受けることのない地位については、（対抗要件を備えることなく）第三者に対抗することができることとなる。

この利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入によって、未登録著作権のうち著作権者から差止め等を受けることのないという地位については登録なくして対抗できることとなるかが問題となり得る。具体的な場面としては、著作権が設定されたが、著作権の設定について登録されていない状況において、著作権者が第三者に対して著作権を譲渡したという場面が考えられる。

この点について、本ワーキングチームにおいては、利用許諾を受けた利用者の保護と著作権者の保護のバランスの観点から、未登録著作権についても非排他的な利用の限度で登録なくして利用を継続することができるよう制度的な措置を講じる必要があるとの意見があった。

しかしながら、著作権法上、利用許諾に係る権利と著作権については、それぞれ異なる性質を持った別個の権利として規定されていることから、利用許諾に係る権利の当然対抗制度は著作権には当然には適用されるものではなく、また、著作権が排他的な権利であることを前提として、著作権者は出版の義務（第81条）を負うことや著作権者による著作権の消滅請求に関する規定（第84条）があるなど著作権者と著作権者との間には特別な法律関係が形成されていると考えられることから、著作権のうちの一部の地位についてのみ当然に第三者に対抗することができることについては慎重な検討が必要であるとされる。また、著作権者はその権利の性質から登録をしなければ自らの権利を第三者に対して対抗することができないという制度とされており、著作権者はそのことを前提として著作権の設定を受けることから、著作権を登録していなかった場合にその地位を一定の範囲で保護しなければ、制度としてバランスを欠くということにはならないものと考えられる。

著作権者の保護に関しては、著作権者は、著作権設定行為とは別に、著作権者に利用を継続させることを目的として、利用許諾権原に基づく利用許諾（出版許諾）を行うことも可能であると考えられる。そして、利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合には、上記の著作権とは別個の権利である利用許諾（出版許諾）に係る権利は当然に保護されることとなる。また、本ワーキングチームにおいては、単に著作権設定契約を締結した場合であっても、当事者の合理的意思として、著作権設定行為とは別に利用許諾が存在すると考えることが可能であるとの意見も示されたところである。これらを踏まえれば、著作権譲渡の登録の前に著作権の設定について登録していなくとも、著作権者は明示又は黙示の利用許諾（出版許諾）による保護が期待できる。

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入に伴って、著作権のうち差止め等を受けることがない地位については（登録なくして）当然に対抗することができるという制度とするのは権利の性質等から困難である一方で、そのような制度を設けなかつ

たとしても、制度として出版権者の保護に欠けるということにはならず、実際上も出版権者は(出版権とは別個の権利ではあるが)利用許諾に係る権利による保護を受け得るため、実際上も出版権者の保護に欠けることとはならないものと考えられる。

したがって、利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入に伴い、出版権との関係で制度的な措置は講じないのが適当であると考えられる。